

(この資料は全部お読みいただいて60秒です)

約120年ぶりの民法(債権法)改正

明治時代に制定されて以来、約120年間見直しがされていなかった民法が改正され、令和2年4月1日から施行されています。主な改正点は以下の通りです。

消滅時効

職業別の短期消滅時効の特例を廃止し、現行の10年に加えて「権利を行使することができることを知ったときから5年」を新たに設け、いずれか早い方で時効が完成することになりました。

法定利率

現行の年5%から年3%に引き下げた上、市中の金利動向に合わせて3年ごとに自動的に変動する制度を導入しました。

保証

- ・事業用の融資について、経営者以外の保証人については公証人による保証意思確認の手続を新設し、一定の例外を除き、この手続を経ない保証契約は無効としました。
- ・個人が根保証契約を締結する場合に極度額を定めなければ、その保証契約は有効に成立しないとしました。

約款

「定型約款」を契約内容とする旨の表示があれば個別の条項に合意したとみなす一方、信義則に反して相手方の利益を一方的に害する条項は無効としました。

「国民に分かりやすい民法」のための改正

次の事項が明文化されました。

- ・意思能力(判断能力)を有しないでした法律行為は無効であること
- ・譲渡時にはまだ発生していない債権(将来債権)の譲渡や担保設定が可能であること
- ・貸借終了時の敷金返還時に借借人の未払債務を控除して返還すること
- ・借借人は原則として通常損耗や経年劣化の原状回復義務を負わないこと

詳しくは税理士法人マイツ 担当者まで

【大阪】06-6374-5753 【京都】075-341-7000 【東京】03-6261-5308

<http://www.myts.co.jp>